第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　印

**不育症治療費助成金交付決定通知書**

　　年　　月　　日付けで申請受理した不育症治療費助成金については、次のとおり決定しましたので、出雲市不育症治療費助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

１．助成決定額　　　金　　　　　　　　　円

　　　この交付決定は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの

治療費を対象としたものとする。

２．振込日　　　　　　　　年　　月　　日

※なお、確定申告の際には、助成金額を差し引いたものが医療費控除の対象となります。

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。